

## 平成十五年度 農業総合研修会

今日は時節柄大変お忙しい中を、私どもの研修会にたくさんの方がお集まりいただきまして心から御礼申し上げます。ありがとうございます。農業情勢および農協を取り巻く状況が大変難しくなっている中で、さらに北海道農業が日本の中で果たす役割にかんがみて、私どもの研究所の使命は、これから益々重要になってくると感じており、日々緊張感を持って努めております。

最近私に気になっておりますことは、財政難から冗費節約ということと、いろいろな加盟している所から脱退するということが増えています。私どもの研究所の会員からも、特に市町村でそういう傾向がかなり目立ってまいりました。大変残念なことでありまして、我々の研究所の会費というのは決して冗費ではございません。今日のお話でもその辺がますます明確にされると思うのです。これまで通りの方針でやっていたらば間違いないという時代はとくに終わりました、各地域が自分の頭で考えて物事をやっていたいかなければいけないという時代でございます。こういう時に、私どもの研究所はパートナーとして必ずお役に立つというふうにご負担しておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

この農業総合研修会は毎年今頃の時期に開催しておりますが、今年は農協を巡る状況が非常に今までと異なる状況が出てきておりますので、特に農協問題ということにテーマを絞っております。

特に北海道は、全中の会長が選出されており、単に北海道の特殊性ということだけを言っていればいいのではなくて、今では全国の系統に責任を持つそういう立場でもございます。また、個々のJAあるいは連合会についても、今は生き残りということと、皆さんも必死の努力をされているわけですが、生き残りということだけを考えていますと全体の構図が見えなくなる。やはり全体の状況がどうなっているかという中で、自らの位置を確認した上で、いろいろな手を打っていかなければならない。そういう時代でございます。

そこで今年は「全国における農協問題の現段階」というテーマとして、このテーマはこの先生しかいないと、藤谷先生にお忙しい中ご無理をお願いして、今日の講師をお引き受けいただきました。

藤谷先生につきましてはご紹介するまでもなく、全国の農業問題あるいは農協問題の最高の権威者として、いろいろな所で重要な発言をなさっている先生でございます。先生の歯切れのよさは益々磨きがかかってきておりまして、このテーマについて今日はきくと皆さんの期待を上回るお話をいただけると思っております。

また先生は京都大学教授を退官後、農業開発研修センターの会長をなさっておられますが、その農業開発研修センターは京都に事務所がある全国団体であります。実は私たちの研究所、北海道地域農業研究所を発足するに当たって、農業開発研修センターに全面的にご指導を

頂きました。当時の会長の山本就先生に私たちの研究所の設立記念ご講演を頂いたということ、私は鮮明に記憶しています。そういう意味でも、今日のテーマに誠に相応しい講師にお願い出来て本当に良かったと思っております。

基調講演に続きまして、個別報告となっております。ここでは北海道の農協がどうなってきたか、これからどうあるべきかというこ

とについて、北海道大学の坂下教授、そしてJA北海道中央会の山口副会長にご提言を頂きます。今日は農協問題に集中して、見識を深めるということですのでよろしくお願ひしたいと思います。ご参会の皆様、それからお引き受けいただきました講師の皆さんに、改めて御礼申し上げます。挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。

(所長 太田原高昭)

## 基調講演



# 全国における農協問題の現段階



(社) 農業開発研修センター 会長理事 京都大学名誉教授

藤谷 築次

## 一、はじめに

ただいまご紹介いただきました藤谷でございます。太田原先生からご紹介いただきましたように、ただいま社団法人農業開発研修センターの会長をやっておりますけれども、これは私の恩師でございます。桑原正信先生が昭和四十二年に作られた機関でございます。生前私に「後は藤谷、おまえ頼むぞ」と遺言のように言われていましたので、京都大学を定年で退官した後、いくつかの大学からのお誘いもありましたが、一切お断りをして会長をお引き受けした次第でございます。

本当にただいま苦勞をしております。なぜかと言いますと、農水省から一銭の補助金も頂いておりません。農水省の役人を誰一人天下りさせておりません。自主自立の社団法人、会員の総意に基づいて運営されている社団法人で格好はいいのですが、財政的には極めて厳しいわけでございます。

太田原先生も今強調されましたように、このような研究機関、研究所というのは、これから重要になってくる。私ももも全国をエリアにして活動しておりますけれども、一言で言えば、農学・農業経済学の大学における研究成果を現場の農業農村の活性化にどう生かすのか。



藤谷 築次 (ふじたに つきじ) 氏

1934年 愛媛県に生まれる  
 1958年 京都大学農学部農林経済学科卒業  
 1964年 京都府立大学農学部講師  
 1987年 京都大学農学部教授  
 1998年 同上 定年退官  
 (社) 農業開発研修センター会長理事  
 就任し現在に至る

そういう結節点の役割を果たす研究機関、或いはそういう関係機関がなければならぬと思っておりますし、私は会長を引き受けて丸六年目になりましたけれども、本当にそのことを強く実感をしているこのごろでございます。皆さん方の研究所と私どもが今後一層、いろいろな形で連携をしながら活動を取り組んでいくことが出来れば、非常に嬉しいと思っております。

二、戦後の農協問題と現段階における問題の焦点

まず最初に「戦後の農協問題の諸相と現段階における問題の焦点」というようなことから申し上げていきたいと思っております。最初にお断りしておきますけれども、北海道の農協問題は、全国共通の尺度では論じられない、非常に特異性或いは特殊性があるというふうに私どもは認識を致しております。全国の農協とは言いませんけれども、西日本を中心とした農協界の動きなり、直面している課題を私どもがどう認識しているかということをご参考までに今日は申し上げてみたいと思っております。

(一)「農協問題」とは

まず「農協問題」とはということであります。これは学問上はいろいろな概念規定の仕方が出来るのだらうと思いますが、私は誠に簡単に農協の組合員にとってか或いは農協の経営にとってか視点は違うと思えますけれども、兎に角「農協にとって困った問題、解決を迫られている問題」というふうに単純に理解をしておきたいというふうに思

います。

## (二) 戦後の農協問題

このような困った問題、解決を迫られた問題。戦後におきましても様々な問題が提起して、それに対して農協の人間は一生懸命対応して来たという経過がございます。詳しくお話する時間はございませんけれども、一つは「農協の経営収支問題」。これは戦後農協が発足してま

もなく、昭和二十年代に深刻になった問題、GHQの当時ドッジフェシ政策の煽りを受けて、農協陣営は、再建整備・整理促進ということ、経営の立ち直りを図らなければならない大変な時期がございました。これは組合員の理解と協力を得ながら、或いはその当時再建整備三原則と言われた今日の農協の事業方式のベースになっているような方式もその当時開発されたわけでございますけれども、そういう問題がまず起こりました。

それから私が大学院生の時代に大変ショックを受けた書物が、近藤康男先生の「続貧しさからの開放」でございました。昭和二十九年発行でございましたか。大変ショックを受けました。つまり「農協は独占資本の奉仕体」である、組合員・農民には何の役にも立たない組織だという、こういう形で農協事業を論難されたわけです。それはそれなりに近藤先生の大変な立論がベースにあるわけでございますけれども、私は農協のことを研究したいと卒業論文にも農協の問題を取り上げた経緯がございますけれど、そういう人間にとりましては、やはり近藤先生の立論は相当な抵抗感といいますか、研究を続けていいのかわつたかということに迷いを生ぜしめるほどの衝撃的な書物でございま

した。

西日本の特に近畿農協研究会に依拠して、研究活動を進めてきた研究者の基本的な問題意識は、近藤理論をどう克服するかということであったと申し上げて過言ではないと思います。つまり農協はもつとやり方次第で、組合員・農民の為に積極的な役割を果たさうとするそういう組織だ。そういう協同組合だ。またそういうものになくちやならぬ。そういう問題意識で研究を続けてきたつもりでございます。

次にかなり戦後の大きな農協問題の焦点になってきたのが、「農協の組織理念問題ないしは機能領域問題」でございました。最初に非常に華々しく議論されたのが、専門農協か総合農協かという対立する議論がございました。特に実践の場でも大論争が行われましたが、私は愛媛県の出身ですけれども、「専門農協か総合農協か」ということが、実践の問題として大変な議論になった一番大きな場は愛媛県だったと思っております。愛媛県にはみかん専門農協という大変強力な農協がございまして、みかん専門農協から見たら総合農協なんて何をやっているんだというような議論が行われたわけでございます。

それに続きまして少し後になります、「職能協同組合か地域協同組合か」という問題が新しく出てまいりました。これは今日までずっと続いているわけでございます。更にそのことと関連して、「非農業面活動の位置付け」をめぐって、今日まで議論が続いております。つまり全中はかなり早い段階で、非農業面活動の積極的意味付けに乗り出したわけですね。それが確か昭和四十年代だったと思いますけれど、全国大会に「生活基本法」「生活基本構想」というものを全中が提案するわけです。これは正準の区別まで取っ払えといわんばかりの、もつと



も過激な地域協同組合論だったというふうに見ていいと思います。

それが農水省からの批判があったのででしょうか。その後ほとんど生活基本構想が後退をしていきます、その中身は何回か生活面に関する新しい全中の構想が打ち出されるのですが、ほとんど当初の生活基本構想を修正し、職能組合的発想に回帰していくという修正を続けてきたという面がございます。

更に「農協の体質改善問題」というのが、大きな戦後の農協の問題になってまいりました。それは特に経済の高度成長の下で良好な経済環境があり、各事業が順調に推移し経営収支も快調に確保できるという状況の中で、尚且つ農協はこれでいいのかという問題が提起され続けてまいりました。一言でいえば、事業改革、経営改革というよりは、農協の体質改善、つまり農協らしさというのは何なのかということの追求が非常に強く求められてきた。つまり協同活動強化運動というふうな形で、農協らしさというものを大切にしなければ、農協の存在意義はないのではないかというようなことが、非常に言われてまいりました。

経営体制・事業体制の整備という問題意識で取り組まれてきたのは、やはり一貫した流れがあったと思います。それは「農協の合併問題」でございます。農協合併助成法というのは、時限立法でございます。それが何回も何回も延長されてきた。私は国の農協問題研究に關するかなり早い段階の研究会に委員として出ておりました、時限立法をなぜそんなに延長するのだと、そんなものは無制限じゃないかということを申し上げまして、全中サイドから「藤谷さん、ちょっと抑えてくれ。それを言われると困るんや」と言って、だいたい全中サイドから釘

を刺されまして、最後は同調せざるをえなかった事がございますけれども、一言で言えば、規模拡大で事業経営体制の整備を計る必要があるというところでございます。確かに私の恩師であります桑原正信先生も、もし合併助成法に基づくと合併の推進ということがなかったら、農協は戦後の時代的变化に対応出来ないままに大変な事態になっていたのであると言っておられましたけれど、農協合併助成法が一定の役割を果たしたことは間違いないというふうに思うわけであります。

### (三) 現段階における農協問題の焦点

「現段階における農協問題の焦点」これは全部戦後のこれらの問題と何らかの繋がりを持っているものばかりだと思えますけれど、私なりに五つに整理をしておきました。一番目は「運動路線問題ないし運動理念問題」でございます。二番目は「広域合併の意義づけと広域合併のJAの成功条件をめぐる問題」でございます。三番目は「連合組織の機能と運営をめぐる問題」。特に連合会の統合再編が進行してまいりました今日の時点においては、連合組織・連合会中央会がいかにあるべきか。その運営がいかにあるべきかということが、シビアな問題になってきております。

それから最近特に感ずるわけですが、「農協の制度問題」。なにかんすく「国の農協指導行政をめぐる問題」に非常に露骨な干渉が目立ってまいりました。そういう問題をどういうふうに受け止め考えていくのか。そして私としては一切の問題の根源にあるのは、「農協の経営者問題」だと思っております。今日は経営者の皆さん方もたくさんご出席でございますが、私は今日は率直に問題提起をしてみたいと

思っております。日本の農協の経営問題、経営者問題というのがいかにないがしろにされてきたかという事を、率直に問題提起をしてみたいと思っております。

## 三、農協の運動路線ないし運動理念をめぐる問題について

### (一) 運動路線・運動理念の見直しと確立というものが不可避にしている農協をめぐる環境の激変

まずその第一点の「農協の運動路線ないし運動理念をめぐる問題」についてということであります。これは二、(一)戦後の農協問題の諸相、で申し上げました、組織理念問題ないし機能領域問題というものの延長線上の問題だと思えますが、私は運動路線・運動理念の見直しと確立というものが不可避になってきていると思えます。それを促しているのは農協を巡る環境の激変だと思っております。その最大の環境変化は農業行政の激変でございます。「農業情勢の激変」のポイントは、農地の農外需用の著しい拡大です。もちろん構造成長過程ですね。それから農家労働力の農外就業機会の拡大ということでございます。農家労働力の農外就業機会の拡大というのは、農業の労働価値、自家農業に従事することによって得られる労働価値の実現力というのが、相対的に低下していったということだろうと思えます。つまり農家にとつて、我が家の労働力をどう活用するか。農業に投入するのか、農外兼業に投入するのかという選択が大幅に出来るようになってきた。北海道の場合には、内地ほどそんな事情があったということではない



かもしれないけれども、多かれ少なかれそういう状況があった。その時に農家の立場で、自家農業に固執するのか、農外兼業して我家の経済を豊かにするのか。どちらを選ぶかという時に兼業を選んだということでございます。

そのような結果、農業は相対的縮小産業であるというのは、一つのテーゼとして理論的に成り立つテーゼでございますけれども、日本の農業の場合には、相対的縮小産業から絶対的縮小産業に転換していったということでございます。その転換点を私は学会シンポジウムの報告で論証した事がございますけれども、今も絶対的縮小、停滞産業、見方によっては絶対的縮小産業という道を歩んできていると思っております。

それは私は農政のあり方に最大の問題があると思えます。つまり農政は農家・非農家間の所得格差の解消を、兼業収入の増大でカバーするということを容認してきたわけです。それによって所得格差は解消された。解消されていくということで、農水省は大満足をしたわけでございます。そこに本当の農政上の問題がなかったとかということ、今問われているというふうに思うわけでございますけれども、このことについて農協の対応上に問題があったという見解がございます。皆さん方の所長でございます太田原先生も、この点をどちらかと言えば強調される研究者の一人でございます。それは私は農協にはちよつと過酷な批判じゃないかと思っております。農協の主体的努力で、農業の絶対的縮小産業化・停滞産業化を抑止できると考えるのは、農協に対する過剰な期待、過大な期待ではないかと私は考えております。もちろん農協の側に対応の努力不足があったということ、全面的に私は否定するものではございません。ございませぬけれど、そう

いうことによって日本の農業が停滞産業化してきたとか、絶対的縮小産業化してきたというふうに考えるのは、それは少し農協に対してきつい見方ではないかと考えております。

そのような農業情勢の激変が、農協の組織基盤・事業基盤の構造変化を促してきた。更に事業環境の激変をもたらしてきたというふうに思います。農協の各事業と競合関係に立つ一般企業の農村進出が非常に進んでまいりました。特に内地の状況を見ておりますと、そのことを強く感じます。それは農村の都市化ということと裏腹の関係にあると見ております。

その結果として、農協本来の事業分野が、必ずしも農協が競争力の強い事業分野だといえるか。必ずしも言えなくなってきた。むしろ信用や共済は割合頑張っているんだけど、例えば生産資材購買事業がだめになってきている。北海道ではそんなことはないと思いますが、内地の農協では、ホームセンターに農協の生産資材購買事業が太刀打ちできないという事例がたくさん出てきているということでございます。そのように大変な農協を巡る環境の激変が進んでまいっております。

## (二)「全国農協大会決議」を基本とする、当面の運動方針 依存型運動の限界

もう一つ私が提起しておきたいと思えますのは、全国農協大会が昨年一〇月に行われたわけでございますけれど、第三三回でございます。たか、全国農協大会決議を基本とする当面の運動方針なんです。三カ年の運動方針依存型運動というものがいよいよ限界に來たと見ております。

つまり三年に一回行われます全国大会の決議内容は若干の綱領的要素を含んでいることは間違いないと思いますが、殆どは当面の運動方針でございます。この当面の運動方針は三年ごとの全国大会でございろう中身が変わっておりますが、それはやむをえない面もあるとしまして、綱領的要素までがぶれる。或いは不明確で大会ごとにぶれるという傾向がある。非常にわかりにくい運動になってきているわけでございます。

### (三)「JA綱領」制定の意義と限界

そういう意味で私は、運動綱領を制定すべきだということを、前々から全中に問題提起し続けて来ておりますけれども、全中が対応したのはJA綱領でございました。JA綱領の策定でございました。つまり運動綱領の萌芽的要素は持つておりますけれども、JA綱領でございました。私は組織運動体というのは運動綱領が不可欠だと思います。これは政党にしましても労働組合にしましても、全て組織運動体というのは、運動綱領というものをしっかり持っているなければいけないわけでございますけれども、残念ながら農協陣営は、運動綱領というのを未だに策定できておりません。その中途半端な形態としてJA綱領を制定した。それでも私は新しいJA作りの方向をある程度明示しているというふうに評価をしております。

特に注目していただきたいのは、「JA綱領の前文」であります。この前文を書かないで、五つの唱和文だけを廊下なんかに掲げてあるJAがございませうけれども、五つの唱和文をいくら読んだって何も解らないのです。JA綱領は、前文にこそ価値があるわけです。そこに前

文を載せておきましたけれども、ぜひ前文と五つの唱和文を一体のものとして掲げていただきたいと思えます。

この前文が示しているJA綱領のポイントは次の二点でございます。一つは私なりの解説を加えて表現しますと、旧来の農業団体は、国の都合で作られた農家の組織です。これが農業団体。だから組合員は戸主世帯主である親爺が組合員であれば、それで事足りていたわけです。協同組合は家の組織ではないのです。人の組織なのです。戸主世帯主が入っていたらそれで済むというような話ではないのです。けれども旧来の農業団体にずっと甘んじてきたというか、そういう体質を保持し続けてきたわけでございます。そこから本物の協同組合、この前文に書いてありますように、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則に基づき行動する協同組合に脱皮しましょうよと、それが第一に書かれてあることです。

第二は、「このため」という接続詞が私はちょっと解らないのですけれども、「以上の考え方を前提として」とでも書くべきことだと思っておりますけれども、「このため」以下はどのようなことを言っているかということ、農業生産力の増進に貢献する協同組合。現在の農協法の第一条も「農民」が「農業者」に変わっただけで、これは変わっていないわけです。「農業生産力の増進に貢献する協同組合」から、「農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たす協同組合」、前文に誠実に果たしますと書いてある。誠実に果たす協同組合への前進をはかりましょう。つまり農業者の協同組合という職能組合的な枠組みに固執しないでほしい。

そこから地域協同組合、つまり農業者を中核メンバーとしつつ、非



農業者もメンバーである。これは正組合員と準組合員の区別を排除するなんていうことは出来ないのです。それは正組合員を特定するということによって、他の協同組合制度との並立が可能になっているのです。正準の区別を取り払うということは、日本の協同組合制度全体の全面見直しをしなくちゃいけないということに繋がるわけです。そんな問題意識は、生協陣営やその他の協同組合陣営にはないわけですから、農協陣営がいくらそんなことを言っても出来る相談ではない。しかしとにかく農業者の協同組合という狭い枠組みから、農業者を中核メンバーとしつつ、地域に開かれた協同組合に前進しましょうよと。それが一つです。

機能的に言えば、地域農業。組合員の営農の活性化と地域社会。組合員と一般地域住民の生活の場の活性化の双方に大きな役割を果たす協同組合に前進しましょうということです。

こういふJA綱領の考え方が、北海道の農業界、農協界の皆さん方、どの程度受け止められるかということにつきましては、全く判断力がございません。判断力がございませんけれど、少なくとも全中が第二一回全国JA大会に提案して、大会の名において決議採択されたJA綱領はそういう考え方を明確に示しているということだけは、ご認識をいただきたいということですよ。

残念ながら内地におきましても、組合員にもこのJA綱領は浸透しておりません。役職員の共有財産にもなっておりません。残念ながらです。しかし私は少なくとも、運動綱領策定に向けての中間段階としての綱領的役割を果たしうる内容を持っていると評価をしている次第です。是非、運動綱領の本格的策定に向けての取組みを農協陣営はやっ

ていただきたいと思っております。

これがこれまで非常に出来にくかった一つの大きな要素は、イデオロギー的な障害だったわけです。農協陣営にも非常にイデオロギー的対立が厳しくございました。このイデオロギー的な対立が大きな障害になってきたことは間違いありませんけれども、ずいぶん相互理解は進んできたと思っております。私共の近畿農協研究会を中心とした研究者の活動は、改良主義だということです。いぶん批判をされて参りました。マルクス経済学の研究者から批判をされる。改良主義だ。改良主義というのは、世の中の変革を遅らせる役割を果たすのだ。ろくな立論じゃない。ところがぜひいかにやられてまいりました。

改良主義以外に経済社会を変革出来る道筋があるのか、ということとで反論しながら改良主義的な立論に努力してきたわけです。私どもの考え方が全面的に正しいとは申しませんが、ぜひ運動綱領の策定に立ち上がったって欲しいと思います。

運動綱領のポイントは、農協運動の目的は何か。組織及び組織運営のあり方はいかにあるべきか。事業活動のあり方はどうあるべきなのか。経営管理のあり方はどうあるべきかということについて、明確な方向付けをきちんと整理するという仕事だと思えます。

そこがぐらついているから、農協運動は一体何をやろうとしているのだ。それぞれの、年々のというか、三年に一回の全国大会の大会議案の運動方針というものが、綱領の基本に照らしてどこがどう間違っているのか、どこが深められたのか。そういうことが全然議論できないのです。そのときのその日暮らした運動になっているということですよ。

#### 四、広域合併の意義づけと広域合併JAの成功条件を めぐる問題について

##### (一) 広域合併の意義づけをめぐって

さて、次に進みたいと思います。次の問題は「広域合併の意義づけと広域合併JAの成功条件をめぐる問題について」ということだと思います。先ほど所長のご挨拶にもあったかと思いますが、広域合併ということにつきましても、もちろん北海道でも先進的に取り組まれてくる事例を私は承知しておりますけれど、北海道全体としては「広域合併とは何のことじゃい」と、ほとんど全面的に軽視してこられた問題ですね。しかし宮田会長が全中会長に座られたということは、宮田会長は全中理事会ではムシロに座っているような状況だと思えます。「会長の所はどのようなようになってまんのや」「内地ではえらい苦労をしてみましたんやて」「全中の理事に出てきている組合長さんは、全部広域合併JAの組合長です。」「我々は苦労をしておりますねん」「また、今でも苦労をしておりますねん」と、広域合併運営、農協運営で「会長の所はどのようなようになってまんねん」という話だと思えます。言つと言わんに関わらずです。そのような心理的圧力を、宮田会長はまともに受けておられると思います。

私は何も、会長が圧力を受けているから、北海道で広域合併推進をやらねばいけないと言っているわけではありませんが、改めて広域合併というのは何なのじゃと。どんな意義と問題点を持っているのだということについて、皆さん方が真摯に検討を始められ、どう取り組ん

でいくかを検討される段階に来ていることには間違いない。もちろん、そのことに中央会は大変な努力をしておられると思います。

農業開発研修センターに、今、全国各地の広域合併JAから「診断をしてくれ」或いは「広域合併をしたらいいのかわるか検討をしてくれ」、或いはいろいろな広域合併を巡る、或いは広域合併JA作りを巡る悩みが持ち込まれて来ておりまして、非常に少ないスタッフでやっているのですが、一年に何件もの診断事業に取り組みざるを得ない。昨年度も宮城県中央会から、どうも広域合併「二三戸JA構想」ですか、「ここを実現したいんやけど、広域合併が全然うまくいってまへんのや」と「ガラガラポンにして一県一JA作りたいんだけど、できないしたらよろしいか相談のつてくれ」と言つてご相談に来たものですか、私は怒鳴り倒しました。「何を考えこんでますか。一県一JAでどこがうまくいってまんねや。香川県うまくいってまんのか。奈良県うまくいってまんのか。沖縄県の嘆きを皆さん方、知ってますのか。」「どういふことを言つてますけれど、」「いや、一県一JA以外に問題解決の道はない。」「根拠は何ですか」「何にも検討していませんよ。だから、中央会は組織いじりをしていたら、賦課金は何とか賈えますから、」中央会の業務を作るために、広域合併をもう一遍やり直すということですか」と言つて怒鳴り倒しまして、私は新しいJA作りとか、これから後にお話したいと思いますが、二十一世紀に通用するJA作りをどうしたらいいのか。実現した広域合併JAをどう成功軌道に乗せるのかという話と違ふんですかと、そういう努力も何もしないでまた組織いじりをやるんですか。組織いじりというのは、空白の10年をさらに積み上げていく話ですよ。何のプラスにもならない努力を



また積み重ねていくと、そんな馬鹿なことはやめなさいと言ったことがあるのですが、そういう相談事が次々と寄せられている訳です。

とにかく広域合併の意義づけをめぐりましては、必ずしもはっきりしなかったわけですが、簡単に言えば農協をめぐる環境変化に対応しうる「新しいJAづくり」と「自己責任経営体制の確立」のためにやるんだというのなら、私は筋が通る。新しいJAづくりというのは、JA綱領の理念をどう実現するかと言うことです。そして自己責任経営体制、いつまでも連合会・中央会を頼らないと経営意思決定が出来ない。どちらを向いて進んだらいいのかを自己判断が出来ない。そういうJAではだめですよ。これが自己責任経営体制ということです。

機能の自己完結度を100%にするなんていう話ではないのです。その一面としての、単協機能の自己完結度の向上というのは確かにありますけれど、そんなものはいくら広域合併したって出来る話ではないのです。それは過剰期待です。それはむしろ危険な考え方でございます。言い換えれば、連合組織の絶対的補完機能の過小評価という問題を伴っていたと思います。つまり逆にいえば、連合組織の役割はむしろ高度に発達した経済社会の中で、いよいよ重要性を増してきているという認識こそが正しいんじゃないかと私は思っております。

## (二) 広域合併JAの成功条件をめぐって

全国の広域合併JAを私は相当見て歩きましたけれど、不成功事例ばかりだと言っても過言ではないのです。北海道の広域合併JAの実態は知りませんので失礼があったらお許しをいただきたいのですけれど、私が見た限りでは北海道以外の内地の各府県の広域合併JAです。

よく言われるんです。「広域合併を進めたいと思うのですが、どこに勉強に言ったらいですか」「成功事例を」「三教えて下さい」と言われるものですから、「成功事例は一つもありません」と言ったら、皆変な顔をするんですよ。「そんなことはないでしょう。全中が旗振りをして、各府県の中央会が旗振りをやっていることに成功事例の一つや二つあるでしょう。」「ありません」と私は断言をいたします。常に短し標に長し、どこかに欠陥を持っています。不成功事例、死屍累々と云ったら失敗事例になりますから、あえて失敗とは言わないで不成功事例と言っているわけですけれども、そういうのが非常に目立つわけです。

どうしてかと言いますと、合併目的が明確でなかった。何のために合併するのか。それが地域農業振興機能を強化するためですか、そんな各論的目的はあるんです。あるんですけれども、本当の意味の、つまり私に言わせれば、新しいJAづくり。つまりこれまでの農業団体的JAの再生産じゃだめですよ。本物の協同組合に自己変革をしないとだめですよと、その契機に広域合併JAを位置付けるというそれだけの認識がありますかどうか。それが一般にないのです。

それから成功条件の見極めが出来ていないわけで、合併の目的につきましましては、金融ビックバンへの対応が必要だからというようなことが、内地では非常に大声で叫ばれましたけれど、それは単協の信用事業部門の改革の問題ではないのです。金融ビックバンへの対応は府県信連の問題なのです。中金は相当な金融機関としてのランクは高いのです。国際的に見てもランクは高いです。問題は信連なのです。信連をどう改革するかという問題は、全く提起されなかったというわけで

はないのですけれど、小売店舗、つまり信連の支店的店舗であるJAの信用事業部分の改革をいくらやったって、金融ビックバンへの対応力の強化なんかできる相談ではないのです。そういう尺度でJAの金融部門の体制を整備するために規模を拡大せないかんとするのは嘘っぱちなんです。自己責任経営体制の確立というきちんとした目標を見定める必要があったというふうに思います。

また広域合併というのは、旧JAの役職員体制では絶対に成功しないのです。つまり職員能力が旧JAレベルでは絶対に成功しない。常勤役員的能力が旧JA並だったら絶対にうまくいかないのです。そういう基本的な条件の変革というものをどう考えるか。そこが明確になっていなかったらだめだと思います。

### (三) 広域合併の成否の重要な鍵を握る連合組織改革

広域合併の成否の重要な鍵を握っているのは連合組織改革でございます。広域合併JA作りと連動した連合組織改革というのが、広域合併を進める場合に非常に大事になってまいります。北海道はホクレンがデーンと構えておられます。これは愛知の経済連だって、和歌山県の経済連だってデーンと構えてやっています。簡単に全農との合併なんてやるかいという、大変な気概でもある自信なのです。しかし広域合併が県下で進めば、連合組織のありかたは当然全国域であろうと県域であろうと見直しが問われるのは間違いないわけです。私はホクレンだって相対的補完機能にまだしがみついている面があるのではないか。相対的補完機能というのは、広域合併をしてそれなりに事業体制が整備されていけば、単協に大政奉還しなけ

ればならない機能がいくつもあるのです。それを抱え込んで手数料を稼ぐという発想はだめでございます。広域合併に変換をするという相対的補完機能、つまりJAの体制が整えば独自でやれる機能です。

これはどなたも連合会から単協に大政奉還をしいって、いよいよ絶対的補完機能に純化していく。つまり単協がいくつも広域合併して絶対的にやれない機能。これを開発確立し、その機能を中心に連合会が頑張っていくという体制をとっていく必要があるのではないかと思います。

連合会改革のポイントはそのような機能改革ともう一つは運営改革なのです。単位JAの総意が常に全面的に反映される。そういう連合会の運営体制を整備していく必要がある。これはもう全農と経済連が合体するとか、全共連と共済連が合体するとか、そういう統合が出来ましたけれども、それは例えば府県本部の運営委員会にも、全JAが参画できていないのです。広域合併JA以外は参加したらいかん、とかね。その不可議決権は考慮して良いと思いますよ。しかし未合併の有力なJAが多いのです。未合併JAは、有力な未合併JAをなんで県本部の運営から阻害するのですか、というのですけれども、そういうことが平気で行われているということでございます。

また、全国連の経営管理委員会にしましても、四六都道府県の代表者が必ず一人は入るといって経営管理委員会制度にしないといけないと思うのですが、それを二〇名に、何名に限定するとかね、何で一部の府県を排除するのか。そういうことがしゅちゅう行われているようにございます。皆様方には一つ筋を通していたらというふう

## 五、農協制度と国の農協指導行政をめぐる問題について

### (一) 農協制度と農協指導行政の役割は何か

私は、農協制度と農協指導行政の役割は何か、これは農協運動の健全性の確保と健全な発展を助長するための制度であり、行政指導でなければならぬ。しかし残念ながら、戦後の日本の国の農協行政は、国の都合のいい方向に農協を誘導し、活用するという行政であった。それに農協事業は甘んじてきたというか、それをいいことだと考えてきたという面があると思います。

### (二) 農協指導行政の曲折と現段階

農協指導行政については、私は最近目に余って、腹ばかり立てておりますけれども、農協の行政補助機関としての位置付けに基づく農協事業に対する助成と指導というのが戦後ずっと行われてきたわけでございます。また合併助成法をテコとして、そのための体制整備を促してきたわけがあります。

高度経済成長時代に入って以降は、誠に農協に対する行政検査というのは、通り一遍な行政検査で、毒にもくすりにもならないという行政検査を、道庁の皆さん方がいらっしやうって大変申し訳ないんですけども、そういうことを重ねてこられたわけでございます。全農がいろいろ批判をされておりますけれども、全農に対しても、誠に通り一遍な国の行政検査が行われています。「あんな難しい問題提起をするのだったら、はよから言うといってくれや」と言いたい点があるだろうと

思いますけれども、そういう豹変をしているわけでございます。

私はある時、前の旧農林経済局の局長だった方に、農協の常勤役員体制は、今のままで良いんですか。農協問題の根源はそこにあると見えています。農水省はほったらかしておいて良いんですかと言ったら局長曰く「私も大変心配をしておりますが、そういう問題は農協陣営で組織的に検討して、全中を通じて農水省に要請をして頂いたら、法制度の改正でも何でも積極的に対応したいと思いますが、とにかく自主組織である農協組織に対して、国から何だかんだとは言えませんが」というのが農林経済局長のご答弁だったので。

誠に距離をおいたきちんとした対応・姿勢なのだななんて関心をしたというが、肩透かしを食らったと言った方が良いのかと思いますけれど、ところが近年突如として豹変を致しまして、誠に露骨な干渉が目立ってきているわけです。国の行政指導はむちゃくちゃになってきているわけです。つまり農政の失敗の責任までも、農業陣営に押し付けているような発想でございまして、この背後には財界サイドの農協陣営に対する不満や批判も横たわっているというふうを考えるわけになります。

### (三) 国の農政と農協との関係をどう考えるか

いったい国の農政と農協との関係をどう考えたら良いのかということとでございます。例の経済事業改革のしようもない方針が打ち出されました。国のあり方研究会報告というのは、正に見方によっては、国の農協陣営に対する絶縁状態。もう農協は農林行政にとってははいりませんという絶縁状態というのが、皆さん方の所長の太田原先生のご見

解である。これは一つの非常に見識のある、あり方研究会報告の読み方だと思つて、私も大変勉強させていただいたわけでございますけれども、果たして絶縁状態を叩きつけて、国の農政は成り立つのか。私は成り立たないと実は見ているわけです。つまり地域農業に果たす農協の役割は過小評価出来ない。これが日本農業の特質だと私は考えております。

地域農業という発想はアメリカには全くございません。アメリカの州政府だとか、カウンティにまいるまして「地域農業振興計画を作っておられますか。作っておられたら見せてくださいよ」といろいろな所へ行ってみました。そんなものはありませんよ。アメリカは社会主義計画経済をやっているわけではないのでね。なんていう皮肉をこめてそういうことを言われました。ヨーロッパにおいても、こと農業に関しては、地域を単位とする計画というものは、殆どないのです。

つまりそれは、アメリカやヨーロッパは個別経営の経営機能の自己完結度が非常に高いわけです。私は日本の農業の中で、個別経営の経営機能の自己完結度が非常に高いのは北海道の農業だというふうに思っております。けれども北海道の農業においても、個別経営の経営機能の自己完結度をどの程度に考えるか。私はたいした事はないと思つてゐるわけです。地域的に組合員が協同活動として、お互いが助け合い協同し合いながら対応しなくてはいけない経営問題の領域というのはものすごくたくさんあると考えております。地域農業を単位として個々の農業経営がいかに展開しているかということをもじめに考えなければ、北海道農業だって危ないと思つております。ましてや内地のちまちまとした弱体な農業経営を基本に、認定農業者を育てるなんて、



いくら聞いてみたって、そんなことは一〇年先二〇年先でも困難なことです。またまだ地域農業対応、農家の組織間対応ということによって、農協の危機的状況を克服していかなければいけないと思っています。

北海道大学は、以前から産地形成論、それは地域農業のあり方論の基本だと思っています。そういうことを基本に据えた研究をやってこれたわけです。京都大学というのは、大槻正男先生の伝統で、個別経営論なのです。個別経営論なんていくらやったって、今の日本でなんかちっとも役に立たない。私は京都府立大学から大槻先生の農業経営学講座の主任教授で帰ってきたのです。経営学講座を担当したので。

先輩の先生方、周辺にいる偉い先生方は個別経営論ですよ。「おい、藤谷何をやるんや」と、「危なっかしいことをやってくれるな」ということで、ずいぶん批判反対を受けましたけれど、私は個別経営が将来発展してくれることをもちろん願い願うけれども、今そんなことを言ったらって無理な話だ。私は、地域農業論、地域農業計画論、それを農業経営学の基本的課題に据えなかつたら、農業経営学なんて無用の長物だということでも、もっぱら私は地域農業論をやったのです。京大へ帰ってきて一〇年余りです。ということをごさいますけれども、私はそれは国際的に見て、日本の農業の個別経営体の成熟度が極めて低いという状況を、どう捉えて地域農業的対応をやっていくのかが問われているというふうに考えたからであります。大変時間が経過して参っておりますが、国の農政と農協との関係をどう考えるかということでお話をしておりますけれども、そういう意味で、私は農協への国の露骨な干渉ではなく、健全な育成というのは、日本の農政の成否を左右する鍵だと私は考えておりまして、そういう対応をこれから農水省がど

うやっていくのかということを見守りたいと考えている次第でございます。

#### (四) 日本農業再生に向けて農協陣営が取り組むべき課題

次に、日本農業の再生に向けて農協陣営が取り組むべき課題は何かということがあります。私は一つは農政確立に向けて国民的合意形成を可能にする農政活動。これが今ほど求められている時は無いと思えます。

中央会の副会長を前にして大変言いにくいわけですが、この間、衆議院議員選挙が行われた。農協陣営の農政対策の衆議院議員選挙対応の本部が、あの大手町の農協ビルの中に構えられる。自民党はマニフェストですが、あの中で日本農業に関してどのような公約をしたか。日本農業の国際競争力の強化。これを公約したんです。そんなことについて農協陣営からどんな反論があったのか。日本の農業の国際競争力の強化なんてどうやって出来るのですか。そんなことを前提にして、農政のあり方を考えていたりしたら、とんでもない話でございます。今はそういう主張ですけれども。

私はもちろん日本の農業の先頭を走っている北海道が、国際的な視点で見ても力強い農業に成長発展してくださることを、もちろん大きく期待します。それだつて北海道農業が手放して国際競争力の強化が出来るなんて私は考えておりません。もし考えておられるのなら、是非証拠を示していただきたい。私はあるところで責任政党だと自認している自民党が、農業の国際競争力の強化ということを公約に掲げたとき、どうすれば日本農業の国際競争力の強化が出来るのか、その論

拠を示すのが公党としての責任じゃないかと感じたのです。皆さん方はどう思われますか。そんなことを責任政党に言わせるような農協陣営の農政活動でよろしいんですかということをお願いしたいわけでございます。

もう一つは、有効な地域農業対応機能を開発し、確立し、実践をするということが、今こそ農協陣営に強く求められているというふうに思うわけです。もちろんそのためには、市町村との連携がものすごく大事になってきております。農協だけで何でも出来るわけではない。市町村だけでなくにもなるわけではない。行政機関である市町村と経済団体である農協とがしっかりと連携をして地域農業の方向付けをし、実践をしていかなくちやいけなと思います。

実はそのためには、それぞれの地域の農業の条件を踏まえて、地域農業振興計画を策定することが非常に大事なのですが、そのことは三年に一回開催されてきた全国JA大会の議案の中で、何回言われたと思いますか。数えてみてください。全農協で地域農業振興計画を策定し、強力に実践するということが、何回大会決議されてきたと思いますか。実践されましたか。計画作りもろくにされない。私は多くのJAの地域農業振興計画なるものを入れまして、検討させていただいて来ております。率直に言って碌なものはいません。農協自身のお力で作られたという場合に多い訳でして、それはすごい取り組みだったと思いますが、残念ながらそれは殆ど使い物にならない計画内容なんです。

それはどうしてかといいますと、実は計画作りのノウハウが開発・確立されていない。私は京大ですと地域農業計画論を検討して参り

ましたけれど、まだ学会レベルにおいても地域農業計画策定手法というのものは、開発・確立されていないわけです。更にそれぞれの地域に専門家が育っていないわけでございます。今、各市町村で水田農業ビジョン策定ということに取り組んでおられると思いますけれども、おそろくビジョン策定様式のようなものがどこから示されて、その様式への当てはめ作業みたいなことで、どこもかしこも似たり寄ったりのようなビジョン作りになるんじゃないかと思っておりますけれど、それは策定の手法が開発・確立されてなく、専門家がいないうわけですから、どこから借り物を持ってござるを得ないということになるわけです。そんなものをいくら協議会なんかを作って、わいわいがやがややったって、たいして役に立つものではないと思います。

だから正にノウハウの開発・確立と専門家の育成を、少し時間がかかってでも農協陣営なり市町村陣営ががんばっていただかなくてはならない。そういうためにこそ、このようなすばらしい研究所があるのだらうと思うのです。この研究所は地域農業振興計画の策定なり、その専門家の育成に大きく貢献していただきたいし、私どものセンターもその為に努力をしているつもりでございますので、また経験交流も大いにやって行きたいと思っております。

そういうものがあるというふうには過信したら駄目でございます。そういう日本農業再生に向けて農協陣営が農政活動としてどうあるべきなのか。地域農業対応機能としてどうあるべきなのか問われております。農政活動については一言言えば、国民的合意形成型農政でない駄目であります。

アメリカでは今日でも非常に根強い農本主義的農政理念があります。

アメリカの国家を作り上げたのは農民魂である。その農民魂を大事に  
しなくちゃいけないという考え方はアメリカで根強くあり、それをア  
メリカの近代主義者は農本主義だとけなししております。そういう太い  
国民的合意があるわけです。ヨーロッパでは言うまでもなく、農業の  
大切さということについて、すべての国民がきちんとした理解・認識  
をしています。

先進国の中で日本だけです。農業農政のあり方について、国民的な  
見解が一八〇度近く分裂・対立をしているという国はないのです。そ  
してマスコミ論調も全て一方の極論に立って、農業農政批判をやつて  
いる訳です。

その対極で農協は、農業を守らなくてはいけないという努力をしてい  
るわけですが、残念ながら国民的合意形成型農政活動になっていないの  
です。せひ山口副会長にも再考を促したいというふうに思っております。

私は今年の五月まで京都生協の理事を拝命しておりました。理事会  
の席上を始め、事あるごとに「藤谷先生、あなたは農政の専門家でしょ  
う。なぜこんな農政を許しておくのですか。農水省へ行って怒鳴って  
きてください。」と、「私どもは産地と交流などもやって、農家の方々  
のご苦勞が骨身に染みてわかっています。」「あんなご苦勞をなんで農  
家の方にさせなければいけないのですか。」「もつと国は手厚い保護・  
支援を何でしないんですか。」「そんなこと国民的な理解・同意は得ら  
れますよ。」この一点張りで、私はつるし上げられてきました。それぐ  
らい生協陣営でも、日本の農業をどう守るのか。その為には農政がもつ  
と手厚い対応をすべきじゃないのか。という力強いご意見はたくさん  
あるのです。それをくみ上げる努力を農協陣営はやっていないのです。

残念ながら。農業サイドはその努力がわからないと申し上げざるを得  
ないと思います。

## 六、農協の経営者問題について

### (一) 真剣な検討が回避されてきた経営者問題

最後の項目になりましたが、農協の経営者問題について簡単に申し  
上げてみたいと思います。私は経営者問題については、戦後一貫して  
真剣な検討が回避されてきたと思います。全中理事会でせめて役員  
の定年制について明確な方針を出そうと云って、事務局が理事会に提案  
したのです。簡単に否決された。というのは理事のかなりの人がそれ  
に抵触するというわけです。本人がその場にいらなくなるというの  
で、簡単に否決をされてしまう。そんなことの繰り返しでございました。  
私は日本の農協の役員問題は、組織意思体現役員と執行役員（常勤役  
員）が未分化の状態であることだというふうに思います。問題の焦点  
は執行役員（常勤役員）問題でございました。この常勤役員の意識と  
レベルが低いと、職員能力の開花を阻みます。そして職員能力が活用  
出来ないという状況をもたらすわけでございます。経営者能力問題と  
いうのは大変大きな問題だと思えます。

国際的に見ましても、非常に日本の役員のあり方というのは特異な  
姿でございます。端的に申しまして、組織代表理事が常勤をするとい  
う事例は、国際的に見ても殆ど皆無に近いと申し上げていいと思いま  
す。私はヨーロッパに七、八回調査に行っておりますけれども、フラ

ンスのロアール川の河口にナントという都市がありますが、あの河口はフランスの代表的な園芸農業地帯でございます。そのナント農協に調査に参りました。立派な組合長室に通されまして、ソファも置いてある。組合長の机も椅子もあるという中へ通されまして、組合長の席を見ますとお留守のようでございますので、「今日は組合長はご不在ですか」と、お出迎えいただいたのは学経の専務理事でございます。専務理事にお尋ねしますと、ヨーロッパで組合長を理事長と言いますので「お天気もいいことです、今理事長は農場に出られてトラクターに乗って意気揚揚と農作業をやっておられることでしょう。非常に経営能力の高い、技術水準も高い方で、組合員の尊敬を集めている方でございます。農業に大変熱心な方でございます。お忙しいものですから、どうしても必要なときにはお電話でお呼びたてをしますけれども、通常は非常勤でございます。」ということなのです。理事会の理事長として、大変な権限もあるし、識見・力量も持つておられるけれども、絶対に常勤はしないということです。

皆さん方、アメリカにサンキストという組織があるのをご存知ですね。サンキストというのはロサンゼルスに本部がございますが、これははっきりとした柑橘農業者の協同組合でございます。サンキストの理事会の理事長にもお会いしました。立派な方でございますけれども、常勤など絶対にしていないですね。あそこは常勤しているのは、社長・副社長・専務・常務。一般の会社の役職と同じ名前になっています。しかも超一流の方々で、一流企業とも人事異動が出来るほどの常勤役員だと聞いております。そういうことでございます。

おそろしく組織代表理事に常勤を認めている協同組合というのは、日

本の農水省が所管しているJAと森林組合と漁協ぐらゐのものではないでしょうか。それぐらゐ組織代表理事が常勤をして業務の執行にあたるというのは、特異な状況です。日本の組織代表理事の学歴が高いとか、非常に手腕が高い方が多いとか、そういう事情ももちろんあるとは思いますが、私はそのような方でも常勤をして経営の指揮にあたる時代ではもうないと思つてゐるわけがあります。

## (二) 経営管理委員会制度の不可思議

実は経営管理委員会制度というものが出来たわけです。JA団体にも適用すべきではないかという議論もございますけれども、とんでもない間違いでございます。連合会に関してはやむを得ないという面もあるかもしれません。代表理事制というのが法律で定められた。確か平成四年の五月の法改正だったと思います。代表理事制は、今までは農協の定款で定められていたのですが、それを法律で定めた。このことよつて理事会の役目は変わったというふうな考へてゐるわけです。代表理事制を定めたということは、理事会で代表理事を互選するということです。代表なり、専務なりを代表理事として選任する。おまえらは責任を持つて執行にあつてくれよと、但し理事会が決めた枠組みの中でやってくれよと、枠組みから外れたらだめだぞ、基本方針から外れたらだめだぞということ、理事会の役割は代表理事の互選機能と代表理事を睨み倒す機能。つまり理事会の方針、もちろんその背後には総会、総代会の方針があるわけですけれども、総代、総代会、理事会の方針に基づいて、執行理事を代表理事を中心として執行がなされてゐるかどうかを、睨み倒す役割。これが理事会の第二の役

割というように、私は理事会の機能は、こまごまとした日常執行意思の決定は代表理事に委ねたと、但し大事なことはきちんと報告しろよと。或いは出来れば事前に説明するべきことは事前に説明しろよと、しかし細かいことはあなた方が責任を持ってやってくれ。これが代表理事制の法定の意味だということに思うのです。

経営管理委員会制度は、屋上屋を架すようなものでございまして、この代表理事と理事会の機能の分化を更に進めて、経営管理委員会と執行理事会とを二つに分けるといふ方針であります。けれども私はそんなことを単協団地でやってはいけないうふうに思っております。そうやってきた時に、実は経営管理委員会制度でJAの常勤役員体制を強化するのだ。「何を言っているんですか」と私は言ってきました。そんなの間接話法でございまして、執行役員体制の強化の間接話法、間接法としての管理委員会制度であって、つまり踏み込むべきは常勤役員資格要件の明確化なのです。今、JAの理事は誰でも出来るのです。もちろん競合関係に立つ企業の関係者はいかんとか、そういうことはありますよ。そういうあたりまえのことを除けば、誰でも常勤役員になれるわけです。それでこんなに高度に発達した経済社会の中で、農協の舵取りが出来るかと。出来る方もおります。たくさん知っています。全国JAで。すごい経営者だと。この組合長がいなかったら、このJAは成り立っていない。この専務理事がいなかったらこのJAは絶対こんなことにはなっていないというように、決定的な人がいらっしやることは知っていますよ。しかし残念ながらそれは少数派なのです。北海道のことは知りませんので、語弊があったらお許しを頂きたいのですけれども。

### (三) 経営者問題打開の方向

私は経営者問題の打開の方法は、学経理事の積極的登用とその活用だと思えます。キーマンは学経専務理事なのです。学識経験の専務理事。もちろん学経理事の登用の供給源はそれぞれのJAの幹部職員です。だから幹部職員の中に学経理事登用が出来そうな人材がいないうことになれば、それは幹部職員育成の失敗なのです。幹部職員育成が出来ていたら必ず常勤役員候補者はその中にいるはずなのです。それは一般企業ではあたりまえのことになっているのです。それをどうして行くかという事でございまして、また各部門の担当責任者になり、且つ専務理事を補佐する学経の常務理事が複数名必要であるということは間違いないわけでございます。もちろんその常務理事は部長を兼務してもいいと思います。人件費のことをいろいろ考えれば部長を兼務して対応してもいいと思います。常勤組合長は理事会に軸足を置いて欲しいのです。執行部の方に軸足を置いたらだめなのです。常に理事会に軸足を置いて、組合員の思い、組織代表理事の思いを自らの思いとして、学経専務理事以下を日常的に監視指導する役割なのです。だから理事会に軸足を置かない組合長というのはためです。これはミイラ取りがミイラになってしまうのです。組合員の総意を踏まえながら強くなってくるのです。

そういう体制が定着してくれば、組織代表理事である組合長は将来的には非常勤理事でいいんじゃないかと思っっている次第でございます。ご清聴ありがとうございました。

# 北海道における農協改革の視点

北海道大学大学院 教授

坂下 明彦

## 一、はじめに

私に預けられましたテーマは「北海道における農協改革の視点」です。

現在、表題にあります「農協改革」というのがかなり声高に叫ばれていますけれども、北海道にいてそれほど風当たりが強くないという感じがします。多分東京辺りだと暴風雨のような感じで、全農が天面に立たされて、相当無茶苦茶な攻撃がなされている。当然、全農にも悪いところがあるわけですが、全農を魔女狩りの道具に使っているような側面が非常に強いという感じがしております。北海道の場合は、この間の組合長大会の議案書でも農協改革という言葉が一つもなくて、そこに書いてありますように事業強化ということを書いていて、ホクレンは全農とは別であるといっているところを逃げていて、上手に回避しているところもあると思うのです。そういう意味では、かなり前の全農との統合に関わっての北海道での選択というのは、今の時点の暴風雨を避けるという意味では非

常に良い選択だったという感じがしております。

しかし、だからと言ってカッの付いたような改革は必要ではないと思いますが、農協改革というのは組合員がこれだけ減ったり、土地が余ってどうしようというような状況があり、さらに農協経営が相当傾いてきて合併せざるをえないというような状況の中では、相当根本からの見直しが必要になってくるだろうということです。

それで、今日の主催者であります「北海道地域農業研究所」が連合会のほうから委託を受けてまして、レジユメに書いてある「二十一世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究」というのを一昨年から始めておりまして、三カ年計画で進めております。副題にあるように「組合員の農協への結集力強化を図るために」ということです。裏を返せば組合員の農協離れがかなり進んでいるので、それを運動論的に言ってもしょうがないから、きちっと事業体制としてどういって形で農家の人が農協に結果してくれるような体制をつくるかということが基本的な目標だということです。



坂下 明彦（さかした あきひこ）氏



1954年 北海道に生まれる  
1977年 北海道大学農学部卒業  
1984年 北海道大学農学部助手  
2003年 北海道大学農学部教授

## 二、アンケートの実施

これまで、一昨年の夏に組合員アンケートを実施しまして、一〇年か二〇年ぐらい前に基本構想をつくった時は連合会をあげてやったのですが、回収率が八〇%だったのです。それで今度もそれぐらいやるぞと相当きはあってやったのですが、実際のところは三分の一という結果でした。こういうことで農協への結集力が本当に強化するのかわからないところもありますけれども、多分内地のほうでやると五%ぐらいしか集まりませんので、そういう意味ではまだまだ北海道の農業・農家は健全であるというふうに言ってもいいかもしれません。ただし、悪いほうを見てまだ良いという言い方は、ある意味では無責任なところもあります。最後にまた述べますけれども、足元をどうやってきちっと見てその再評価を行うかということが必要になってくるので、こういうものはかなり何回も時点を区切ってその局面局面でやっていく必要があるなという気がしております。その時にはやはり八〇%を、もっと高い回収率を目指すようにしたら良いと思います。

第二次アンケートは昨年の春に行いまして、これは農協の組合長というかトップの方に対するアンケートでしたが、農協から八五%ぐらいの回答がありました。

三回アンケートをするということでは今準備中ですが、農協には大変お手間を取らせるのですが、今度は農協の系統事業全体についての事業別のアンケートを予定しております。これをやるのと三点セットが揃って、農協改革への提言とどうのかが出るようになっております。そういう

ことでまだ本丸の部分の調査が進んでおりませんので、今日は中間報告的な形で一回目と二回目のアンケートを見比べながら、今こういうことが問題になっているのかということとを述べて、農協改革の視点に代えさせていただきたいと思えます。

### 三、アンケートの概要

アンケートの概要ですが、第一次アンケートについては農業新聞に掲載していただいたり、「ニューカントリー」にも載せていただいたので、かなりの皆さんはどんなものかというのを、ご承知かと思いますが、報告書として「農協組合員意向調査報告書」が出ております。内容的にはこれは農家の方へのアンケートですので、一番目は「農家経営の問題」、二番目は「地域の問題」ということで、個人とその周りの部分の問題を聞いた上で、三番目である「農協の運営」に関わって組合員参加とか農協運営とか農協合併についてのことを聞いております。四番目が「農協の事業」ですが、これはあまり詳しくありません。最後に五番目で我々は「通信簿」というふうに呼んでいたので、十何項目について一〜五で評点を付けるという「農協の評価」ということを内容にしています。

二次アンケートについては、その一次アンケートを受けた形で農協が自分の事業運営体制を自己評価していただくということで、一次アンケートの場合は〇(マル)を付ける形だったのですが、二次アンケートは書いていただくというふうな形で、かなり濃密な回答をいただいたというふうに理解しております。内容につきましては導入で「一言であるたの農協を言えば」という特徴がありますか」というところから始まり

して、二番目では「連帯感と組合員の意識変化」、三番目に「農協運営と組合員参加」、この辺は第一次アンケートと重なるのですが、その上で四番目に「農協経営」、五番目「北海道の連合会との関係」、六番目「各事業推進上の課題と対応」、最後に七番目で同じようにこれについても通信簿「農協の自己評価」というのをつけていただきました。

### 四、組合員と農協トップとの 農協運営に関する意向の相違

そういう中で、二次アンケートを中心に特徴を少し述べさせていただきます。

特に一次アンケート、二次アンケートで重なる項目については、組合員がどう思っているのかということと、農協のトップがどう思っているのかということと、かなり回答についての開きがありました。それは非常に農協のほうと組合員のほうが離れているというところの実態です。で、そこに関わって四点ほどその内容について触れてみたいと思います。

#### (1) 農協の地域基盤の変化と対応策

最初に「農協の地域基盤の変化と対応策」ということなのですが、要するに二次アンケートで言いますと、農協として地域とか地域農業の問題というのはいったい何が重点になっているかということとを聞いたものです。これの一番多かった回答は、やはり担い手問題で、これは経営形態別に集計してもすべてトップになってくるというところがあります。ところが二番目になりますと、水田地帯では米価下落による農家とか、それを

反映した農協経営の悪化というものが出てきますし、畑作地帯の場合には経営形態が二極化しているとか、あるいは高収益作物への転換が進んでいるとか、酪農地帯では経営形態の二極分化が進んでいるというふうな回答が非常に多くなっています。一方では担い手がかなり脆弱化しているという問題を抱えつつ、農家の多様化が非常に進展を見せているということが全体として意識されていたと思います。

次に組合員の連帯意識の中での問題ということも言いますと、農協は一応農事組合長会議とかあるいは部落懇談会の形でいろいろなことを伝えていくわけですが、農協として見た場合にはそのところがかかり弱まってきているという認識が非常に強いということでした。水田について言いますと、それに加えて農地がかなり流動化せざるをえない状況だけれども受け手がないという問題、畑作地帯の場合にはかなり大規模化が進んでいて機械の共同利用のほかが問題になってきていると。酪農地帯はやはり戸数が減少して集落問題が非常に強く出ているのと、労働時間の長期化というような問題が非常に大きな点であるということも見られておりました。

組合員のほうのアンケートでは、集落の連帯意識の低下についての問題ということも設問したということもあるのですが、かなり直接的に「農事組合の役員の手がいない」「だとか」「会合などが成立しない」というようなところが主に出ておりまして、農協のほうが地域問題というのをかなりリアルに捉まえているなという感じがしました。そういう連帯感の向上のために何をやるのかということも言いますと、全体として部会活動の強化というのが挙げられておりまして、これはあちこちに出ていた高収益作物への転換とか、新しい物に対して従来の集落で農協

に結集するという方向ではなく、作物ごとの特質を踏まえてやっていくんだという方向がどうも前面に出てきているように思います。

## (2) 組合員の参加と意思決定

続いて「組合員の参加と意志決定」についていうと、先ず「農家の意識変化というのはどういうふうに考えられるか」ということを農協に訊ねますと、記述式だったので、農協離れの問題というのが三六％ということややはり一番大きく出ておりまして、農協全体としてもそのところの危機意識がかなり強いというふうに見られます。それについてはどうするかという対応を聞いたところでは「地域農業振興のための営農関連事業の整備と経営の基盤強化」という、かなり原則的な回答が返ってきているのですが、具体策については各論を書いていない総論的な回答に終わっている感じがしております。組合員への農協方針の浸透のあり方ということも言いますと、先ほとちよっと部会組織などを活用するというようなことが出ていたのですが、このところの回答でやはり集落懇談会が圧倒的に多いということになってはいるのですが、組合員のアンケートで見た場合は、あまり意見が反映されず一方的であるというのが過半数を超えています。農協としては従来型の組合員との接触の場を持つとしていますが、農家としてはあまりそういうのが本当の役に立たないということを考えているということも、この辺は非常に大きなギャップがあります。

それから総代会につきましても、これは他のやり方がないということもあるでしょうけれども、その場が組合員の意向を運営に反映する場だ、というのが農協トップの回答なのですが、農家のアンケートではあまり

役にたたないと、シヤンシヤンの場合があるという回答になっているといえます。

「ですから組合員の参加と意志決定というところで言いますと、かなり農協トップのほうと組合員の意識の差が目立っておりまして、さらに意志決定のあり方としては農協のトップではかなり迅速に決定をしなければならぬというふうに考えているのですが、組合員の方はむしろ従来の合意形成を重視する方向で考えるべきだということになっております。この辺は、運営問題としてはアンケートというののはのっぺらぼうなところがありますので、きちっと押さえないところがありますけれども、これをどういう形で先ほどの組合員の異質化との対応で、新しい議論の場をつくっていくか、あるいは組合員の参加の場をつくっていくかということが非常に大きな問題になるのではないかと考えています。

### (3) 農協合併のメリット・デメリット

次に、これはなかなか難しいのですが、農協合併についてのメリットとデメリットとということをかなり直接的に聞いております。農協の二次アンケートのほうでいいますと、一応未合併の農協、それから合併四年未満の農協、合併四年以上の農協というふうに三



つに分けて回答したところ、これも記述式なんですけれども一応カテゴリーさせて集計をした結果、デメリットが多い、というのは未合併、合併四年未満、合併四年以上という順で出まして、ある程度合併をして何年か経った所ではメリット意識のほうが少し強くなってきているということ、合併していない所ではかなり防衛的な感じがあります。

そのメリットの出身についてみますと、農協としてはやはり経営問題をいかにクリアするかというところに力点が置かれているかというのに対し、組合員のほうのアンケートでは直接的なメリットを求めているということがかなりはっきりと表れております。農協のトップについては、まず経営基盤を確立してその上で利益還元を図るといいうふうに考えているのですが、それが実際には実現されていないので、組合員としては直接メリットがないというふうな順序になっているのではないかといい感じがしております。

### (4) 農協の自己評価

それから四番目に通信簿「農協の自己評価」ですけれども、これは五段階評価なんです、農協のトップの自己評価では三・五〜四点ぐらいの間であって、組合員のほうは三・三〜五点ぐらいで、〇・五点ぐらい自己評価のほうが高いという結果が出ました。これはあまり差がつかない感じですけども、項目別に見た場合には、北海道で弱いところと比べてます福祉厚生の部分とか生活情報・生活購買こういったところで平均点が一番低くなっています。その次が営農指導で三・五なんです、これがちょっと問題になっている感じがしています。こういった特に生活関連の問題とか地域社会問題、それから準組合員などの問題ということが、

これまでは農業中心できたところがありますので、自己評価でも組合員からの評価でも低くなっていると思います。

## 五、農協の相対的に独自の課題

### (1) 地域農業戦略（地域農業振興計画）の策定

続きまして「農協の相対的に独自の課題」ということで、これは二次アンケートの項目になるのですが、一つ目「地域農業戦略（地域農業振興計画）の策定」という部分です。これでは七六%にあたる九二の農協が計画を立てているということとで相対進んではいるんですけども、九二のうち一九は市町村と連携を持たないものとして、一九のうち一四が広域農協ないし並立の農協です。合併したあとの大きくなった農協と地元町村との関連という非常に大きな問題が、やはりここでも表れているような気がしました。

振興計画の重点については、第一には高収益・高品質農産物の生産とというのが上げられています。この傾向というのはどこでも出てくるわけですが、第二には法人なども含めた担い手の育成ということになっております。これも、特に農地問題との関連でいいますとかなり地域差が出ています。やはり水田地帯で農地の流動化した場合にいかんにか土地の買い手をつけるかと。見つからなかつた場合に、法人で何とかしようというふうな組織がかなりクリアに表れてきていると思います。ですから、全体の内容についても地域の差が相当表れているということです。組合員アンケートでもちょっと聞いているのですが、取り組

みが不十分だとかよく知らないというのが七六%になっていて、いろいろ考えて計画は立てているんですけども、なかなか組合員参加型の計画にはなっていないという問題がまだまだあるようです。

### (2) 部門別独立採算性

次は、三回目のアンケートのために一寸だけ聞いてみた部門別採算性とかクミカン制度とか営農指導費の負担とかがありますけれども、部門別採算性だけちょっと触れますと、取り組みを検討しているのは四八、一部実施が二三というふうになっています。これも採算部門の特性と分離とか事業部門別の収支の明確化とかいうことが言われているわけですけども、酪農地帯ではそういうことはまったく不可能であるという意見も出ております。そういう総合的な事業展開のあり方という部分をとつというふうにやってみるかということですが、やはりこれからの経営なり事業体制の非常に大きな問題になってくるだろうということだと思います。これは第三次調査で突っ込んでみたい課題になっています。

## 六、農協系統組織のあり方

### (1) 連合会への意見・要望

最後に、農協系統組織のあり方ということですが、これについても連合会について意見・要望を何でも書いてくれという記述式のをやってみたのですが、たくさん書いてあるのは大きい農協でした。割と抽象的

な回答が多かったのですが、専門的機能の発揮とか経営のスリム化とかとというのがその回答の内容でした。逆にあまり大きくない農協のほうでは、単協との結びつきを強化してほしいということがかなり多くありまして、これは多分大規模合併農協ができたり、連合会支所の統合がかなり進んでいるということと、「俺たちを見放さないでくれ」というようなことへの心情の発露みたいな感じですよ。

## (2) 北海道における事業・組織整備のあり方

二つ目の北海道における事業・組織整備のあり方ということですが、これはJA北海道大会で決議したばかりですからけれども、確かに六〇%は道内二段階に賛成だといっているのですが、全国連との二段階とか事業別の二段階というのが一六%ありまして、それぐらいのパーセントが出てきたというのは一寸びっくりしました。ただ、全体としては完結とはいかないでしょうが、道内二段階の形というのがよいであろう、というのが結論でした。

## 七、おまじぎ

最後に、このことが今農協に求められているのか、ということを紹介してみます。地域農業とか農家の経営形態とこのことについて、やはり組合員の多様化が相当進んできていると。それに合わせて、農協自体もかなり多様化しているといえるだろうということになります。その意味では、高度経済成長にも呼応しちり身についてきたこの単線的発想といっているのがあまるわけですが、この時代ですから、複線的

発想への転換をしながらこれからの地域農業を考えていく必要があるだろうと思います。

北大の農学部などでも生物多様性というのが当たり前になってきているわけで、進化論一辺倒みたいな考えではないのが随分出てきます。世の中でも「共生」というのが流行り言葉になっているわけですが、そういうかなり性格の違う人が相互に存立しようするようなあり方というのは基本的に考えていくということが、これから一番大事だろうと。大きい農家ばかりを考えていたら小さい人は離れるし、小さい人ばかりを考えていたら大きい人が離れていくという関係だと思えます。

そういう中で、政策責任の問題と自己責任という問題が出てくるだろうということですが。多様性ということとは、つまり自分たちがどうなっているのかということとをきちっと認識した上で、実際にはそのバランスをどう取るかを進めていく必要があるわけですが、これについては、政策責任と自己責任というのが非常に難しい問題です。一時期、八千マキをしていると米価が上がるという時代があって、それもかなり身に付いているところがありました。今確かに政策の後退というのがあって、それについては批判しなければいけないわけですが、それをいって自分は何もしないというふうにも多々見受けられるわけです。その意味では、自分がきちんとしていっているのだから政府に物が言えるというふうな仕組みをつくっていかないと非常に重要ななという感じがしております。

その場合に足元を固めるということについては、中・長期計画の策定ということと、戦略を持つということが決定的に重要なわけですが、それは自分のところの農協の実態把握をするということとで、それをつないでい



くのが営農指導の部署であることは間違いないわけです。確かに現在農協系統そのものがかかなり厳しいので、人件費を減らすというのが一番手取り早い方法で、現実でもかなり進んでいると思います。そういう中でも切っ先が良くなることを悪いところというのは当然存在するわけですから、昔から営農指導の強化というのはどこでも書いてありますが、今本当にそういうことをやらないとまなしく農家の農協離れというのは後戻りできない形になってしまふ危険性があるところだと思います。そういう営農指導体制をきちっとした上で、いかに地域農業のビジョンをつくっていくかということが、相当差し迫った問題としてあるだろうと思います。

最近、稲作のほうは「水田農業ビジョン」というのをつくったわけですが、私も「奨励金はもう無くなるかと思つたら、まだあつた」と。まだあるだろうという感覚とかがどうも抜け切れていないようです。私がお話をさせていただいている栗山は随分あちこちで紹介されているのですが、栗山でさえやっていると、いったら、栗山の人が怒りますけれども、そういう自分のところを合わせた形でのプランニングがあつてこそ、ああいうことが短期的に提起できるものだと思います。そういう体制づくりのほうをきちっとつくっていくと、その中に農家を巻き



込んでいくような仕組みというのが非常に重要かなと思います。

栗山の場合には農業振興事務所というのが何年か前につくられまして、地区代表で推進委員さんというのが出て、その人たちがプランニングに自主的に参加しています。まだそれを地域に戻すところまではいっていないと思いますけれども、そういう形で実質的な農家のプランニングに対する参加の体制をつくることも、農家の人たちがきちっと文句を言えるような体制、そこへ行けば全部できるんだ」というような体制をつくっていく必要があると思います。

二番目には、農業で飯を食っているというのは実際問題、北海道以外ではそうなくなってきたというわけですね。そうではないところいろいろの問題が特に最初は、金融の問題として表れてきて、次は経済事業だ、と改革を迫られているわけです。しかし、内地は別だと言っているのは、「農協法」というのは全国一律の法律ですからやはりダメで、北海道のほうから「北海道に農協あり」ということをかなり積極的に発信していく必要があるのではないかと感じています。

それには当然連合会は直接的に関わるわけですから、そういうところだけではなくて、それぞれの多様化に対応した形での単協の個性というものを打ち出して、府県から視察がくるような良い農協をたくさんつくって、その上でお互いに良いところを取り合うというような仕組みをつくっていくべきだと思います。

今日この研修会を主催している北海道地域農業研究所というのはまだまだだと思つてほしいとも、そういうときの役割を益々発揮していくようなところになればと思っております。以上で報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

# WTO・FTA下における北海道農業のあり方

北海道農業協同組合中央会 副会長

山口 義弘

本来私は農協の話をしなければならぬわけですが、WTO・FTA下における北海道農業のあり方を主題に、北海道の水田農業についても時間があれば一寸触って欲しいということで、釈迦に説法ですが限られた時間お付き合い願います。

## 一、WTO交渉の経緯

昨年はメキシコカンクンでのWTO閣僚会議がありました。私は全中のWTO交渉対策団の一人として、ホクレンの矢野会長、北海道信連の紺野副会長、厚生連の小山副会長共々出かけました。それぞれ各国の農業団体への働きかけ、また党、政府との三者懇を通じて一体となって日本提案であります関税上限の設定、関税割当の拡大の反対ということで、これがしっかり実現されるよう、微力ではありますが日本政府の交渉の後押しをしたわけです。

日本は年間三五〇億ドル強もの農産物を輸入する世界最大の食料輸

入国でして、平均関税率も二二%と極めて先進国でも低いということですが、すでに十分自由化されているわけです。一体この上何を買えというのか、昨年メキシコFTAの決裂のあと、APEC(エイペック)終了後ですが、これも、プライムミニスター小泉さんが「農業鎖国論」ということでこれが報道されまして、大変問題になりました。私も北海道農協中央会としまして、全中を通じて官邸に嚴重に抗議をしました。それに対して「あれは真意ではない。構造改革をしっかりと進めてほしいということですよ」という、例によってとぼけた福田官房長官の回答でした。私は財界の意を受けたまさに小泉さんの真意であると、勝手に理解しているわけです。いずれにしても、ご案内のようにカンクンでの閣僚会議は決裂したまま閉幕しました。やれやれというところですが、新ラウンドで農業分野や投資ルールを巡りまして、アメリカ、EUの先進国と発展途上国がするどく対峙しまして合意に至らなかったわけですので、解決までかなりの時間がかかると思われます。新たな諸日程の確定、仕切り直しをしますけれども、新しいラウンド目標二〇〇四年末ということ



山口 義弘 (やまぐち よしひろ) 氏

- 1945年 北海道に生まれる
- 1965年 帯広畜産大学草地別科終了  
以後酪農業に従事する
- 1973年 豊頃町農業協同組合理事就任
- 1994年 “ 代表理事組合長就任
- 1999年 北海道農業協同組合中央会副会長就任

ですけれども、ほとんど絶望的であろうと思います。再開のメドは立たないと思います。いろいろありますけれども、アメリカの大統領選挙、EUの大臣選挙後の平成十七年以降というのが大方の見方のようです。ただ、ちよつと心配なのは、議論のベースが、メキシコ閣僚会議でデルベス議長が示しました第三次案にすべきであるという意見が国際的な主流で、楽観できないのです。

閣僚宣言三次案には、関税上限の設定に一部例外品目を設けるということがカッコ付きで設けられたわけです。この話はバアになっているわけですが、この例外品目がごく限られた品目では北海道は困るわけです。ごく限られたというのは訳しますと、一ではないのですが二ないし三ということでも、多くても三ということですね。米が当確、小麦も当確という話題も出ておりましたけれども、米・小麦・脱脂粉乳・バター・デンブン・雑豆・砂糖、これらいわゆるきちつと合意された高関税品目、もちろん大切さがゆえに高関税品目ということがありますけれども、どれ一つ蔑ろにできないのです。

国内的には今お話ししましたように米さえ守ればというのが、全中も農水省も政策活動も含めて、そんな雰囲気強いというわけですけれども、私ども北海道にとっては酪農・畜産・畑作も米に劣らず重要でして北海道は食糧基地といわれていますけれども、充分なる配慮が欠かれないわけです。せいせい複数品目とされる一部例外扱いで、絶対に妥協できないというのが本音です。

カンクンでは農業分野で世界の人口の半分以上を占めるブラジル・インド・中国など二カ国、G二二と言っておりますが今は二〇カ国、G二〇ですけれども、これら途上国グループがアメリカ・EUの国内の

輸出補助金を巡って激突して、がっちり四つに組んでお互いに一歩も引かないという状況です。そんな中であって、私も日本はスイス・ノルウェー・韓国などとともに、関税上限の設定や関税割当の数量拡大の阻止に向けてしっかりアピールしたわけですが、支持はまったく広がらないというところで、本当に孤独だなという感じがしました。これだけの先進国で、圧倒的な輸入量があり自給率が非常に低いのは日本のみで、仲間は極めて少なく、一生懸命頑張った割には存在感があまり一つで、いすれにしても自由化への圧力は強まるばかりです。

交渉が一頓挫したということで、若干ですが日本に時間が与えられたことも確かです。自由化に備え、やる気のある担い手を中核として足腰の強い農業をどうやって築いていくのか、価格支持政策の見直しも含めて、直接支払等の話もあります。足腰の強い農業をしっかりと育てていかなければならないわけです。早急なる国内対策の構築に向けて、私どもJAGグループ北海道としてもきっちり議論をして準備を急ぐ必要があると思っています。時間はあまり残されていないわけです。そういった雰囲気ですけれども、一〇〇年、二〇〇年の大計です。誤ることなく現実を直視しながら、内的対応もしっかりしていくということだと思います。また、日本提案の実現に向けて粘り強く交渉にあたれるよう、内外の理解獲得の運動も進めていくつもりです。

## 二、 FTA交渉は農産物取り扱い方針の再確認をベースに

当面の焦点は、この二つに流れてFTA交渉に移りました。国はFTA

A交渉に本腰を入れる構えですけれども、ご案内のように必ずしもスムーズにいける状況ではありません。先行しているメキシコとの自由貿易協定は農業問題で難航しておりまして、韓国とは十二月二日に第一回目の政府間交渉が行われました。対フィリピン・マレーシアなどの政府間交渉も行うということが、首脳同士で合意されました。年が明けて動きが始まるようです。

私どもが要請を通じて感じますことは、農産物の取り扱いの方針をきっちり再確認することが必要だということです。もっと言わせてもらえば、この日本に本当に農業が必要だという国民的合意がなされているのか、本音の部分で国にしっかりとした答えを求めたいのです。確かに食料・農業・農村基本法で自給率目標も含め、考え方は明記されていることは間違いないわけですが、東京発の全国紙、メディアの状況を見ますと、この垂れ流しの報道は私ども農業の存在、農家の誇りをも否定するものとして到底許されるものではないわけです。FTAの中にもありまして、国内農業に悪影響が出ないようにということと、完全撤廃の例外品目をしっかりとつらなければならぬと思っておりますし、実際メキシコとの交渉の焦点であった豚肉の扱い、譲歩を求める動きも再燃してきております。油断は許されたいわけですね。

このように個別に予定されています様々な自由貿易交渉で、少しずつ自由化が進んでいくのではないかとこのことへの強い懸念を持たざるをえないのです。この際、昨年八月に示した農産物の取り扱いに関する基本方針の今一度の再確認ということで、これらの流れに対しての農家の不安を払拭すべきであると思います。WTO、FTA進展必至という流れの中で、政府内には見返りの国内対策で手当てすればよいという声

が大きくなつてきております。私は関税を撤廃する替わりに国内農業対策を講ずるという意見には基本的に反対です。明快に国内農業を守るというスタンスを貫いておりますEUをも見習わなければならぬと思つたのです。EUは確かに自由貿易協定がかなり進んでおりますけれども、国内対策と引き換えに関税を撤廃しているということではなく、主要な農産物は関税撤廃の例外扱いということです。私も反対するのは、国内対策によって輸入の拡大が一時阻止できなかったにしても、相手国から貿易の拡大がされていけないということで強い批判を受け、いずれ輸入拡大が避けられないということは目に見えているわけです。少なくとも、重要品目は関税撤廃の例外扱いということは絶対に譲れないのです。

間もなく政府間交渉が始まるタイ・マレーシアなどは、砂糖・ニンゲンを持ち込みたいというところだと思ひます。地域の特産品は、全国的な足並みが揃わないと運動面での弱さが免れません。それだけに、例えば日本ならば九州・沖縄などの産地同士がしっかりと手を結んで、犠牲になることがないように、働きかけを強めていかなければならないと思ひております。また自由貿易協定では、農産物の関税とともに検疫制度を堅持する必要があります。特にアセアン諸国の輸入品につきましては、農



薬の残留、抗菌性物質の残留、大腸菌や腸炎ヒブリア汚染などによる輸入禁止や廃棄、横尿しの事例が輸入量の増加に伴いまして増えてきております。□蹄疫の非洗浄国でもありました。食品の安定性確保のために動植物の検疫制度の堅持は絶対に必要です。

アセアン諸国とのFTA交渉では、農産物とともに看護師・マッサージ師の就労問題もありますけれども、昨年十二月の総合規制改革会議は農業・医療・労働分野での加速的な規制緩和、改革を提言しております。こうした国内制度改革とWTO・FTAの交渉は、平行して進められているわけです。農業分野では、農地制度や普及事業、農協改革への圧力が益々強くなるのが懸念されておりまして、制度改革への適切な対応が求められています。このような急速な自由化への流れに対応すべく、今、食料・農業・農村基本計画の見直しを急ピッチで進められております。新たな経営安定対策を必要とするわけは、WTO交渉では、EUが最低でも一五%の関税引き上げを提案しておりまして、我が国もそれを支持したという経過がありました。関税の緩やかな引き下げは避けられないということで、未来永劫今の高い関税障壁を守ることができないというのも現実の問題です。

また、牛肉の関税、いわゆる牛関、小麦のマークアップ等も削減されるということですので、現行の品目的経営安定対策の財源、これらはこれから向けられているわけでありまして、これの財源が減少することは政策展開にとり大変なことで、関税障壁や関税収入に換わる新たな経営安定対策が必要であるという所以です。これは消費者でなく、税金ということで国民からダイレクトにいただくという流れになるわけです。我が国は、価格政策で最も積極的に農業保護削減に取り組んできています。

農業保護はUR交渉で合意された以上のスピードで削減が進みました。農業保護水準は、削減目標の一九%まで減少しております。他の先進国からみて極めて早くやってしまったということですが、ただ、残念ながら必ずしもこのことがそのように思われていないと。農業はけしからんと言われているところは私どもの悲劇ということでは、ちょっと日本はハル真面目なような気がします。

アメリカ力は価格支持政策など黄色の政策を温存するというところで、WTO規律で許された政策は徹底的に使い、許されていない政策も上手にすゝめられたかに使うということです。こういった極めてすゝめたいというか、巧妙だというか、国益を重んじる、自国の農業を大切にすゝめるアメリカに我が国はもつと学び、削減対象の政策であっても、WTOの約束の範囲内であれば最大限に利用すべきだと思っております。

さて「経済財政諮問委員会」「総合規制改革会議」などの一連の政府機関の論議では、農業や農協問題を俎上にあげることになりつつあります。背後に財界の「レッシュャー」があることは言うまでもありません。「特区」という離れ技を持ち出して、株式会社社の農業参入、農地取得に突破口を開こうとしております。常々私は主張しておりますけれども、財界が攻撃するような耕作放棄地があるとは認めておりません。農業の収益性が低下したがゆえに、これは耕作放棄地ではなく耕作不適地が増えてきたということだと思っております。もし農業が儲かって未来永劫間違いないと大企業の方が言い切るのであれば、背広を脱ぎネクタイを捨てて汗にまみれて農作業をやってみたらよいと思います。土地は、苫小牧東部地区という広い耕作適地があるわけですから。そんな心境です。国のFTA締結に向け盛んに圧力をかけている財界の動機も同じで、

貿易は相互主義が原則です。自動車や電気製品を買ってもらったかわりに、農畜産物を入れるしかないという相も変わらない短絡的な発想で、投資や工業製品の自由化の取引材料に農業が使われるということですが、「新農業基本法」に掲げられました自給率目標の四五%はいっぺんに吹っ飛んでしまうわけです。腰のふらついた農業政策を何としても立て直してもらわなければならない、本当にそんな気が国にあるのかどうか今一度真偽を確かめたいと思っております。

繰り返しますけれども、メディアの報道のしかたはまったく許せません。極論ですが、農業は今存続できるかどうかの剣が峰に立たされているわけでして、農業が我が国から消えてしまつてよいというのであればかまわないのですが、「食」の安全保障はいかにあるべきかという観点から、深い洞察に立った報道を期待したいのです。

### 三、経営安定対策の追求と 内外価格差の原因精査

一連の自由化の見返りに、こつこつとした政策課題に対して経営安定対策が急浮上しているわけでして、価格は市場に任せて市場価格の変動を緩和するだけという現行政策のいき方はすでにお米で経験したように、趨勢的な価格下落という傾向に対しては下支え機能をほとんど持ちえないというのが事実です。残念ながら我が国の農畜産物の内外価格差は大きいということで、仮に関税障壁が崩れますと、最低の価格水準を補填する措置がなければ農家経済の崩壊は間違いないわけです。現段階で関税引き下げを容認するかのとき運動に方向転換するわけにはいかな



いのです。容認できないのは、農業にとつて最悪の取り引きになりかねないと直感するからです。たとえ重厚な経営安定対策が仕組まれたとしても、長期の目で見ると一壁が低くなる。海外からの圧力が高まり国内の低価格志向のニーズと相まって、生産はどんどん縮小均衡へと追い込まれることは必至です。それでは生産の拡大マインドが吹き飛ぶということで、「はい、そうですか」というわけにはいかないのです。自給率ゼロの世界になってしまうような気がします。

テカップリング手法の所得直接保障制度は、ほとんど各政党が政策として置いたわけですし、そのようにもう流れが決まっているかのようない雰囲気もあります。私はこのことを全否定するわけではありませんけれども、安易に踏み込むには大きな戸惑いがあります。ここに私も北海道では、これまで一生懸命、生産性向上、コストダウンに努力に努力を重ね、農家はそこに生き甲斐を見出し出してきたわけで、そこによくある担い手の存在のすべてがあるわけです。直接補償はややもするとその努力をスポイルし、專業農家の間に意欲の面からモラルハザードを起しかねないことを危惧するのです。面積当りいくらかというかつての休耕奨励金、とればほどの政策の中で農家の心が休耕されてしまったか、私はそのように思っております。私たち農民は多面的機能を維持するための存在ではない。ご飯が食べられないからといって厚生労働省から生活保護をいただくような情けない存在にはなりたくないのです。その前にやるべきことはあるはずですよ。



まず、内外価格差の原因がどこにあるのか徹底的に精査すべきだと思います。我々農業者だけの責任ではなく、現在の食品が高いということには流通などいろいろな要素があります。我々農業者の努力目標をきっちり明示をするということをして、それでも残る内外価格差相当に関税障壁をしっかり確保して、なおかつ国内的には価格の下支え制度を今一度再構築するといったことが必要ではないのか。残念ながら、流れはどうもそのようではありません。関税を無くし、自由化を決定してしまうということでは、テカップリングだけで日本農業が守れるなど、私に言わせれば詭弁中の詭弁、野中さんの毒まんじゅうの話より悪いということ。ただ、今議論を避けられないこともありまして、私も北海道の畑作農業の中で畑作地帯に着目した輪作、このことに思いをいたして品目横断的な所得安定対策、農林水産省の官房企画課の中で議論がかなり進んでおります。この手法についても検討委員会の中で道の西山次長さんも参画しているわけですけれども、これに対して受身でなく私も生産現場の視点からもきちんと積み上げていこうということ。午前中の畑作対策本部委員会で確認したばかりです。

私も北海道が生んだ最高の代議士、中川経済産業大臣は昨年の秋までは日本の農業を守る盾の責任者ということ。自由民主党の農林水産物貿易調査会の会長でした。内閣改造で今度は経済産業大臣ということ。お父さんを超える政治家になるというふうな気もしますけれども、まさにこれは輸出産業の矛の責任者です。「矛と盾」、矛盾です。地元十勝としまして、経済産業大臣になったことは、嬉しくもあり、我々農業界にとつて大変心配も大きいわけで、これも矛と盾、矛盾です。はてさていつたいつなるのか、大変なことです。

## 四、今後の運動展開で 合意形成の確立を目指す

これからの運動の展開ですけれども、第一は、関税上限の設定を阻止するということです。できないならば、せめて緩やかな関税引き下げを勝ち取ってきたいということです。第二番目には、マークアップなど枠内税率の削減により関税収入の減少が予想されるわけです。それに代わる恒久的財源の確保をしっかりと求めていくということです。第三にはWTO規律であります黄色の政策やミニマムの政策でも、約束の範囲から最大限に利用するように強くお願いしていることと想っております。

第四には、最初にして全体を通ずる課題ですけれども、国民の理解を得ることと思います。ことに新たな経営安定対策を導入することもあります。国民の幅広い合意と理解が欠かせないわけで、今までも様々な形場面をつくり運動してきましたけれども、さらに合意・形成に向けて努力を重ねていきたいと思えます。そのためにも安全・安心な農畜産物づくりを徹底することにより、国産農畜産物への支持を拡大していくことが我々の原点であり目的達成への近道であらうと思っております。

WTO・FTAの話、北海道の農業のあり方というテーマから少しずれた話になってしまいましたけれども、現時点での情勢、私の考え方をお示しました。

## 五、北海道水田農業の課題

次に、事務局の命令ですので北海道水田農業の課題についても若干触れさせていただきます。北海道の水田農業は、転作を含む水田面積が二五万畝です。このうち四七％にあたる二一七千畝が水稻作付面積で、半分以上が転作となっております。北海道の畑地面積の三〇％程度です。しかし、水田農業の経営構造は農業経営の基盤である農地・担い手の脆弱化に加えて酪農や畑作農業よりも生産性が低いということで、所得もこれに右倣です。しかもこれを負担する転作物の品質や生産性も低いということです。これらのことは約三〇年以上続いていました。生産調整助成金が地域農業の問題点を先送りしてきたと。このことは否めないわけです。その助成金も削減されてやがてなくなるわけですけれども、どうもこのことについてはきちっと入っていないようで、このままでは北海道の水田農業は衰退の一途を辿ることは必至です。

この四月から「米政策改革大綱」に取り組むわけですけれども、今後は売れる米づくりということで、これらに産地を誘導しまして、地域水田ビジョンの策定、これが現地の裁量で取得可能な産地づくり対策交付金がつくられました。しかし、従来の生産調整助成金水準と比較してみますと七割程度です。最大のピンチを迎えているわけですけれども、先送りしてきた地域の問題を、客観的に把握して対応することが、極めて重要な時を迎えているわけです。その意味で、地域の裁量で使えるというこの交付金、地域農業水田ビジョンのこの実践が十六年度から行われることは、この水田農業の構造改革をしっかりと取り組む上での最大のチャンスと受け止めなければならぬのです。そのため、新規参入者あるいはヒーターを含めまして、新しい就農者の促進や作業受託組合、コントラクターの活用、JA出資型法人を含めまして法人化など多様な担

い手を確保することにも、地域農業システム化によりまして効率的な生産体系の確立を取り組む必要があります。

実践する形態としては担い手経営安定対策の要件で、せめて二〇〇以上の担い手型経営体、将来は二五〇と言っているわけです。もちろん、現時点での二〇〇以上の地域営農集団、これを全JAで早急につくるということを、先の道米対（北海道農協米対策本部委員会）で自ら決定しているわけです。今後米の消費量は、益々減っていくと。間違いありません。二十二年には、平成十三年と比較して、今後北海道の耕地面積に匹敵するような二〇〇〜三〇万の転作強化が必要であるといわれているのです。一方、この間水田農家の減少、中山間地帯を中心に米の消費減少と同等の遊休農地の拡大が残念ながら見込まれるということです。これらのことは、逆を返しますと、北海道で売れる米づくりをしっかりと実践できれば、平場地帯の水田を中心に水張り面積はしっかりと確保されるところということにもなるわけです。とは言いながら、またも言い換えれば、売れる米づくりを行っても北海道における復田の可能性はまだないということ、現行の転作面積は少なからぬということとです。

さらに、主な転作物物の需要緩和が必至でして、これ以上の面積拡大は困難です。畑作専業地帯に対する影響もあります。その点からもしっかり消費者ニーズに応えた売れる米づくりが必要で、後は用途別生産販売の徹底と道内食率の向上、それを言いますと私どもの十勝は数字が小さいということ、しっかりと怒られたわけですけれども、生産者自ら道内食率の向上に努めていかなければならないし、また自治体の皆さんにもご協力を願わなければならぬと思っております。生産者自ら抛出して、道の試験場と連携しつつ、新潟「コシヒカリ」に負けない米を作る

ということを唱ってしまいました。栽培技術の確立と合わせてしっかりと取り組んでいかなければならないわけです。今後三年間は、ランキングの成績に基づいて、売れる米づくりに努力している産地に、米の産地移動を行っていくという方針です。また、主要な転作物物の反収、品質も残念ながら低水準ですので、このことについてもしっかりと基本技術を守って、畑作並みの生産に取り組む必要があります。労働力の問題、遊休農地を出さない土地利用を踏まえ、水田地帯における和牛繁殖などもいよいよ考えていかなければならないわけです。

今年是不作で米価が高騰しまして一俵二万円を越えるということ、不作を補って共済金も買ったので、やれやれなんて思っている農家の方に販売するかということに頭を痛めていたのが、今回の不作でその課題が解消したというだけの話です。この価格が今後とも続くわけはまったくありません。一〇キログラム当たりだと、四〜五千円を越えますとかなかなか売れないといわれております。この価格が北海道米の販売価格となりますと、生産者の手取り価格が一俵一万五千円ということが想定されます。従いまして、当面はこの水準、一俵一万五千円以下の稲作コストを削減する。こういった経営体の育成が必要だということで、今年が高いということ、異常だということ、肝に銘じて水田農業の構造改革を取り進めることが寛容だと思えます。何より高齢化による労働力の脆弱化の問題もあります。この対応をも農家としても努力を図っていかなければならないと思っております。

食料は国民の命の糧です。自信を持って、共に良い汗を流したいものです。ありがとうございます。

## 四

ヶ月ほど前に、離れて住む息子の家族が我が家に遊びに来ました。土産に小型のガラスの水槽と付属のなにやらの装置、それに熱帯魚のグッピー（メダカの近縁）一〇数匹を持参してきました。「これはジイちゃんに。」という孫からのメッセージ付きで。

## な

んのことかかと聞いてみれば、一年ほど前に孫（男児）が欲しがったので、両親は教育的見地（理科教育：生き物との触れあい）から飼育してはみたが、その管理の手間が大変で引き取り手として、比較的暇そうなジイちゃんに白羽の矢が立ったとのこと。

## 孫

に大甘の私としては、目尻を下げて「よしよしジイちゃんの部屋に置いて行きなさい。」となりました。ところがはじめには簡単に考えていましたが、これがなかなか大変なものだと判ってきました。「なに、簡単なものさ。水槽に水を張ってそのグッピーとやらを泳がせておけばいいのさ。」と思ったのです。幼少のみぎりには、露天ですくってきた金魚、近所の小川で釣ってきた小ブナを飼育した経験は豊富です。サカナは皆同

Tea time ティータイム



# 水槽ワールドにはまる 禿老児



じものだと。しかし、水槽に付いてきたのは濾過装置、曝気（エアレーション）ポンプ、水中ヒーターなど、更に専用えさ、水質中和剤、酸度子エックペーパーなど昔の経験では無かった（使ったことがない）ものばかり。そこで慌てて本屋に走り、「熱帯魚・グッピーのやさしい飼い方」を買って来ました。何故そうしたかと言えば、「ボクのお愛がっていたグッピーをジイちゃんが殺してしまったあ！」という事態は避けねばならぬという思いだけ。

## こ

のマニュアル本をよく読むと、グッピーのみならず熱帯魚というのは、①飼育に適した水質（魚種に適した酸度、硬水・軟水の区分、汚れていない水、酸素を適度に溶存）、②飼育に適した水温（おおむね二三℃から二五℃）、③適切な飼育密度、④適切な光線管理、⑤魚種にマッチした飼料、⑥好適な魚種組み合わせなどの留意事項をキチンと守るべきことが記されていました。これは大変なことだと思えました。せめて、家内と二人で（と言っても結局は家内任せ）飼うのならと思ったのですが、テキはこちらの意図を見破り、「私はタッチしませんからね」と冷たい言葉。そこでハラをくくって及

ばぬまでも独力でチャレンジすることにしました。

## 大

変なのは水質管理、早い話が水槽の掃除と水交換（二三日でカルキ中和済みのもの）

を五〜七日ごとに三分の一から二分の一程度交換するのです。注意していても大事なサカナを排水孔に流してしまったり悪戦苦闘でした。つい先日でも残り少なくなった「ヤマトヌマエビ」を・・・。

## 引

き継いだグッピーは、色も多彩で尾びれも様々、アルビノ種もいる上に繁殖も比較的

容易でシロウト向きだとされていますが、不思議なもので水槽のグッピーだけを眺めていると何か物足りないのです。この中に「他の種類の熱帯魚もいると変化があつて面白いのだがなあ」と。そこで虎の巻(マニユアル)をひもとくと、「グッピーと混泳させても良い魚種」という項がありました。いろいろいたのですがナマズ目で「コリドラス」というのが目に着きました。特徴は「穏和で丈夫、体型はズングリ型で水槽底部の餌を好んで食べるので掃除屋として好適」とありました。まさにピッタリのやつ。早速ペットショップに走って四種八



## Tea time ティータイム

匹を購入（ちなみに@は五〇〇円から八〇〇円）、

水槽は賑やかになりましたが、よく考えると「水槽が小さいな」。そこで思い切つて比較的大型の水槽を購入。しばらくして「水槽の割にサカナが少ないな」ということで、今は大小二つの水槽に「〇種四〇匹の大ファミリーとなつてしまいました。まさに「水槽ワールド」にはまつてしまったのです。その中の自慢の変わり種は「逆さナマズ」、裏返しになつて泳ぐという奇妙なやつです。ちなみに古代エジプトの壁画にも描かれているとか。

## 夜

遅く帰宅すると人影を察知して餌をねだつて乱舞（大げさすぎるかな）しますが、そのあと私と彼らの対話の時間となります。なに私



## 水

槽の我が仲間を見て感ずるところがありません。狭い水槽の中も一つの「社会・「ミニイテイ」なんです。食欲、性欲（というか子孫を残したいという本能）、支配欲（組み合わせで多種

を攻撃しないタイプのみにしても) という基本的な生存に関わる本能と環境との調和の中で生活が展開しているのです。

## ま

た、人間の個性とは違うのですが、例えば上層部をヒラヒラ優雅に泳ぐグッピー、敏捷に餌に突進するゼブラダニオ、一瞬たりとも群れを離れず常に同方向に頭をむけているネオンテトラ、せつせと水槽の底のこぼれ餌をあさっているコリドラス、びったりとガラス面などに張り付いている忍者のようなプレコ、底の砂に潜んでいるクーリーローチ(ドジョウの仲間)、夜活動するヤマトヌマエビなどそれぞれ固有の習性・行動パターンを持っています。見飽きることはありません。一度、逆さナマズの身になってみたいと思うのですが、どのように水槽の中が見えるのでしょうか。逆さの視点から見ると新たな発見があるかも知れませんね。我々も一度常識というメカネを外して周囲を見回すことが必要なのでないでしょうか。

## そ

れから、水槽の水交換は決して、どんなに快適な水質に調整したとしても、全量交換



## Tea time デイタイム

しては駄目だと言われていますが、思えば我々も生活環境・条件が激変するよりも移行期間を経た方が新しい環境に順応しやすいのではないのでしょうか。農業をめぐる諸問題にしてもそれは当然の帰結だと考えられます。

## 水

質悪化に関して、これに対する感度(センシビリティ)も考えさせられる問題でした。我々は、いつのまにか環境が悪化してもそれに対する耐性を後天的に獲得してしまっただけになってしまっているのではないかと考えさせられます。かつてはあまり話題に上らなかつた様々なアトピーやアレルギー症の増加は、このような我々に対する警告と受けとるべきでないでしょうか。

## ま

た、水槽ワールドでも人間社会・組織と同様にそれぞれの役割分担が行われており、この調和が保たれている限りコミュニティは平穏ですが、どれかが突出するとバランスが崩れ様々な問題が噴出します。「一極集中」とか「一国支配」などという事態はやはりアブノーマルではないかなどと水槽を前にして独白をしています。